

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成19年岩手県条例第8号）第12条第2項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造及び設備等に関して、犯罪の防止に取り組むために配慮すべき事項等を示し、防犯性の高い道路等の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、設置者、管理者及び地域住民等に対し、道路等の防犯性の向上にかかる企画、設計、整備及び管理上配慮すべき事項等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等及びその周辺における犯罪の発生状況等の地域の実情を考慮に入れつつ、関係者間で密接な連携を図って運用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 構造・設備等に関する基本的な視点

道路等の企画、設計、施設整備及び管理に当たっては、次の視点に配慮するものとする。

- (1) 周囲からの見通しを確保するため、死角を解消し、防犯のための照度を確保する。（監視性の確保）
- (2) 犯罪企図者（注1）が被害対象者・対象物（注2）に接近しにくいように、歩車道や敷地等を区分する。（接近の制御）
- (3) 植栽の管理や清掃活動への住民参加等により、地域への帰属意識の向上及び住民のコミュニティ形成を促進する。（領域性の強化）

第2 配慮すべき事項

1 道路

- (1) 夜間においては、防犯灯等で、人の行動を視認できる照度（3ルクス以上：注3）を確保する。
- (2) 防犯灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用を検討する。
- (3) 道路における植栽は、通行人や周辺住民からの見通しをさまたげないように、配置や樹種の選定に留意するとともに、適切に維持管理する。
- (4) 地下道は、人の行動を視認できる照度（3ルクス以上）を確保するとともに、必要に応じて、防犯カメラ、非常ベル（注4）その他の防犯設備を設置する。

- (5) 歩道と車道は縁石によって分離された構造を基本とし、必要に応じて防護柵や植樹帯を設置する。
- (6) 植栽等の管理や落書き消し、清掃活動等において、できる限り住民参加を促進し、地域への帰属意識の醸成に努める。
- (7) 通学、通園の用に供されている道路の周辺においては、子ども 110 番の家の設置を促進するなど、非常時の避難場所・通報場所を確保する。また、必要に応じて非常ベル、緊急通報装置(注 5)等を設置する。

2 公園

- (1) 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度(3ルクス以上)を確保する。
- (2) 公園における植栽は、通行人や周辺住民からの見通しをさまたげないように、配置や樹種の選定に留意するとともに、適切に維持管理する。
- (3) 公園の外周は柵等により周囲と区分し、出入口には車両侵入防止用柵を設置する。また、柵等はできる限り見通しのよいものとする。
- (4) 公園の内部においても、植栽、遊具、公衆便所等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。
- (5) 公衆便所は、周囲の道路、住宅等からの見通しが利く場所に設置する。
- (6) 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度の照度(50ルクス以上)を確保する。
- (7) 公衆便所の各個室など犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り非常ベルを設置する。
- (8) 公衆便所内の個室は、外部からのぞき見され、又は所持品を窃取されることのない構造とする。
- (9) 遊具については、周辺から見通すことができる配置とする。
- (10) 公園周辺には子ども 110 番の家の設置を促進するなど、非常時の避難場所・通報場所を確保する。また、公園内には、必要に応じて非常ベル、緊急通報装置等を設置する。
- (11) 植栽及び公衆便所等の管理や落書き消し、清掃活動等において、できる限り住民参加を促進し、地域への帰属意識の醸成に努める。

3 駐車場・駐輪場

- (1) 駐車場又は駐輪場を新設し、若しくは変更しようとする場合には、必要に応じて、管轄警察署から、防犯性の向上にかかる事項についての助言を求める。
- (2) 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度(3ルクス以上)を確保する。
- (3) 駐車場・駐輪場の外周は柵等により周囲と区分するとともに、出入口には自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置し、出入りする人や車両等の管理を行うことが望ましい。

- (4) 駐車場・駐輪場の外周の柵等はできる限り見通しのよいものとともに、管理人が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置し、場内の管理を行うことが望ましい。
- (5) 駐車場・駐輪場の利用者に対して、看板、貼り紙等により施錠の励行や貴重品の持出し等の周知を図る。この場合、できる限り、管轄警察署から付近の犯罪発生状況等について情報を受け、駐車場・駐輪場利用者に対する広報等に活用する。
- (6) 駐輪場においては、できる限りチェーン用バーラック(注6)、サイクルラック(注7)等を設置し、駐輪場利用者によるその利用を呼びかける。

参考：防犯カメラについて

- ① 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制の観点から、有効な位置、台数及び監視体制の在り方を検討して適切に配置する。
- ② 防犯カメラを設置した場合には、明確かつ適切な方法で、その旨を表示する。
- ③ 防犯カメラを設置し、運用し、及び管理する者は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な対応を行う。

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を企て、行おうとする者をいう。

(注2) 「被害対象者・対象物」とは、犯罪の被害対象となる者又は物をいう。

(注3) 「防犯のための照度基準」とは、平成18年4月に改正された警察庁の「安全・安心まちづくり推進要綱」の中で、以下の表のとおり設定しているものである。

照度に関する基準	平均水平面照度	識別の程度
人の顔、行動を明確に識別できる	50ルクス以上	10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるかわかる。
人の顔、行動を識別できる	20ルクス以上	10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる。
人の行動が識別できる	3ルクス以上	4メートル先の人の挙動、姿勢が視認できる。

※ 平均水平面照度とは、床面又は地面におけるおよその平均照度である。

(注4) 「非常ベル」とは、ボタンを押すことによりベルが吹鳴し、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注5) 「緊急通報装置」とは、緊急時において通報者がボタンを押すことにより、警察官等と音声による通話ができる装置をいう。

(注6) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難を防止することができる設備をいう。

(注7) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。